

改正	2005年10月11日規約第05-35号	2006年2月28日規約第05-76号
	2006年3月27日規約第05-86号	2006年9月21日規約第06-29号の16
	2007年3月23日規約第06-31号の14	2007年3月31日規約第06-72号
	2007年6月8日規約第07-17号	2007年8月22日規約第07-33号
	2007年9月28日規約第07-46号	2008年3月12日規約第07-99号
	2008年11月25日規約第08-42号	2009年1月6日規約第08-48号
	2009年3月18日規約第08-74号	2009年3月31日規約第08-86号の2
	2009年10月2日規約第09-39号	2009年11月18日規約第09-55号
	2009年12月25日規約第09-75号	2010年1月7日規約第09-84号
	2010年3月3日規約第09-104号	2010年3月30日規約第09-116号
	2010年3月31日規約第09-123号	2010年4月28日規約第10-9号
	2010年7月7日規約第10-24号	2010年10月1日規約第10-45号
	2011年3月4日規約第10-95号	2011年3月23日規約第10-108号
	2011年4月25日規約第11-4号	2011年5月12日規約第11-5号の1
	2011年8月24日規約第11-24号	2011年8月24日規約第11-25号
	2011年10月10日規約第11-30号	2011年10月26日規約第11-32号
	2011年11月22日規約第11-40号	2011年11月29日規約第11-43号
	2012年2月13日規約第11-61号	2012年3月22日規約第11-74号
	2012年5月10日規約第12-5号	2012年9月14日規約第12-41号

(設置)

第1条 本大学にプロジェクト研究所（以下「研究所」という。）を置くことができる。

(目的)

第2条 研究所は、社会的要請の高い分野の学外研究資金等による自主的研究および学際的共同研究を推進し、本大学の研究活動の強化および新しい教育研究分野への展開に資することを目的とする。

(事業)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 研究および調査
- 二 研究および調査の成果の発表
- 三 研究会、講演会、講習会等の企画および開催
- 四 受託研究、寄附研究、科学研究費等による研究プロジェクトの受入
- 五 大学院学生の研究支援
- 六 学生の教育支援
- 七 その他研究所の目的達成に必要な事項

(研究所)

第4条 大学が設置する研究所は、別表のとおりとする。

- 2 研究所は、複数の本大学専任教員等により構成されるものとする。
- 3 研究所の設置は、本大学専任教員である研究代表者からの申請に基づき、研究機構運営委員会の議を経て、大学が決定する。
- 4 研究所の設置にあたっては、5年以内の設置期間を定めなければならない。
- 5 研究所は、設置から3年後にその見直しを行い、設置期間を経過したときは廃止する。
- 6 この規程に定めるものの他、研究所の設置、運営、廃止等に必要な事項は別に定める。

(所長)

第5条 各研究所に、所長1人を置く。

- 2 所長は、本大学専任教員のうちから、機構長の推薦により大学が嘱任する。
- 3 所長は、研究所の研究を推進し、研究所を代表する。
- 4 所長は、設置から3年後にその間の事業の経過および残存設置期間の事業計画を所管の研究機構

に報告し、その承認を得なければならない。ただし、事業計画を変更したときは、その都度所管の研究機構に報告し、その承認を得なければならない。

5 所長の任期は、研究所の設置期間に従う。

6 所長が欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

7 所長は、他のプロジェクト研究所の所長を兼ねることはできない。

(顧問)

第6条 各研究所は、研究所の運営に関し助言を得るために、顧問1人を置くことができる。

2 顧問は、所長の推薦に基づき、研究機構運営委員会の議を経て、大学が嘱任する。

(研究所員)

第7条 研究所に研究所員を置く。

2 研究所員は、研究所が設置する研究プロジェクトに参加する本大学の専任教員、特任教授、助教および助手をもってこれに充てる。

3 研究所員の嘱任および解任は、研究機構運営委員会の議を経て大学が行う。

(研究員および客員研究助手)

第8条 研究所に、研究員および研究助手をそれぞれ若干人置くことができる。

(客員研究員)

第9条 研究所の事業実施上必要と認められるときは、学外の研究者を客員研究員として嘱任することができる。

2 客員研究員の嘱任は、研究機構運営委員会の議を経て、大学が行う。

3 客員研究員の任期は、その都度定める。

(研究補助員)

第10条 研究所の事業実施上必要と認められるときは、早稲田大学リサーチ・アシスタント規程(1984年教務一達第3号)に定めるリサーチ・アシスタントを置くことができる。

(委託研修者)

第11条 研究所は、学外機関等の委託に基づき、調査研究等の指導および技術の訓練を行うことを目的として、委託研修者を受け入れることができる。

2 委託研修者の受け入れは、研究機構運営委員会が決定する。

(幹事)

第12条 所長は、本大学専任教員である研究員のうちから幹事若干人を委嘱することができる。

2 幹事は、所長を補佐する。

3 幹事の任期は、所長の任期に従う。

(経理)

第13条 研究所に係る経費は、研究員の研究参加費、大学からの研究補助金および研究調査等の受託収入その他の収入をもってこれに充てる。

2 研究所の会計は、一般会計および特別会計をもって処理する。

3 研究所の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

4 所長は、毎年度の終わりに、次年度の収支予算案を作成し、研究機構の承認を得なければならない。

5 所長は、毎年5月末までに、前年度の収支決算書を作成し、研究機構の承認を得なければならない。

(研究成果の発表および評価)

第14条 研究所は、研究の成果を論文または単行本等で発表し、社会に公開するものとする。

2 研究所は、設置期間の終了時に、学外の第三者による評価を受けるものとする。

(発明または著作に関する権利)

第15条 研究所における研究、調査に基づく発明または著作に関する権利の帰属または利用については、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、1999年7月15日から施行する。

附 則 (2000年1月28日規約第99-49号の1)

この規程は、2000年4月1日から施行する。

附 則 (2000年3月31日規約第99-61号)

この規程は、2000年4月1日から施行する。

附 則 (2000年6月28日規約第00-18号)

この規程は、2000年7月1日から施行する。ただし、光・電磁生物学研究所については、2000年9月16日から施行する。

附 則 (2000年11月29日規約第00-46号)

この規程は、2000年12月1日から施行する。ただし、総合政策科学研究所については、2001年4月1日から施行する。

附 則 (2001年1月31日規約第00-61号)

この規程は、2001年4月1日から施行する。

附 則 (2001年7月1日規約第01-24号)

この規程は、2001年7月1日から施行する。ただし、オーストラリア研究所については、2001年9月1日から施行する。

附 則 (2001年12月1日規約第01-45号)

この規程は、2001年12月1日から施行する。ただし、21世紀日本構想研究所、黒澤明記念映画映像研究所および臨床健康心理学研究所については、2002年4月1日から施行する。

附 則 (2001年12月17日規約第01-47号の2)

この規程は、2002年1月1日から施行する。

附 則 (2002年2月4日規約第01-57号)

この規程は、2002年2月4日から施行する。

附 則 (2002年3月27日規約第01-76号)

この規程は、2002年4月1日から施行する。

附 則 (2002年6月5日規約第02-5号)

この規程は、2002年7月1日から施行する。

附 則 (2002年8月1日規約第02-15号)

この規程は、2002年8月1日から施行する。ただし、イタリア研究所、医療行動科学研究所、地域自然環境研究所、映像コミュニケーション研究所およびヒューマンリソース研究所については、2002年10月1日から施行し、次の各号に掲げる研究所は、当該各号に掲げる日から適用する。

一 ナノテクノロジー研究所 2002年6月1日

二 トップパフォーマンス研究所およびグローバル生産・物流コラボレート研究所 2002年7月1日

附 則 (2002年11月1日規約第02-24号)

この規程は、2002年12月1日から施行する。

附 則 (2003年1月31日規約第02-53号)

この規程は、2003年2月1日から施行する。ただし、IT戦略研究所については、2003年3月1日から施行し、マーケティング研究所、国際言語文化研究所、台湾研究所、実践的ナノ化学21COE研究所および建築系環境・情報マネジメントシステム研究所については、2003年4月1日から施行する。

附 則 (2003年3月27日規約第02-63号)

この規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則 [整理] (2003年3月31日規約第02-67号)

この規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則 (2003年7月31日規約第03-20号)

この規程は、2003年8月1日から施行し、改正後の早稲田大学プロジェクト研究所規程第4条の規定は、2003年6月1日から適用する。

附 則 (2003年7月31日規約第03-21号)

この規程は、2003年10月1日から施行する。

附 則 (2003年11月28日規約第03-40号の1)

この規程は、2003年12月1日から施行する。

附 則 (2003年12月19日規約第03-53号の2)
この規程は、2003年12月19日から施行する。

附 則 (2004年3月31日規約第03-75号)
この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則 (2004年5月31日規約第04-6号)
この規程は、2004年5月31日から施行する。

附 則 (2004年6月18日規約第04-15号の3)
この規程は、2004年6月18日から施行する。

附 則 (2004年6月30日規約第04-15号の6)
この規程は、2004年7月1日から施行する。

附 則 (2004年8月24日規約第04-22号)
この規程は、2004年10月1日から施行する。

附 則 (2005年3月24日規約第04-51号)
この規程は、2005年4月1日から施行する。

附 則 (2005年10月11日規約第05-35号)
この規程は、2005年10月11日から施行し、2005年7月1日から適用する。

附 則 (2005年10月11日規約第05-35号)
この規程は、2005年10月11日から施行し、2005年9月16日から適用する。

附 則 (2005年10月11日規約第05-35号)
この規程は、2005年10月11日から施行し、2005年10月1日から適用する。

附 則 (2006年2月28日規約第05-76号)
この規程は、2006年2月28日から施行し、2005年12月1日から適用する。

附 則 (2006年2月28日規約第05-76号)
この規程は、2006年2月28日から施行し、2006年4月1日から適用する。

附 則 (2006年3月27日規約第05-86号)
この規程は、2006年3月27日から施行し、2006年3月1日から適用する。

附 則 (2006年3月27日規約第05-86号)
この規程は、2006年3月27日から施行し、2006年4月1日から適用する。

附 則 [整理] (2006年9月21日規約第06-29号の16)
この規則は、2006年9月21日から施行する。

附 則 (2007年3月23日規約第06-31号の14)
この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則 (2007年3月31日規約第06-72号)
この規程は、2007年3月31日から施行し、2006年3月1日から適用する。

附 則 (2007年3月31日規約第06-72号)
この規程は、2007年3月31日から施行し、2006年3月31日から適用する。

附 則 (2007年3月31日規約第06-72号)
この規程は、2007年3月31日から施行し、2006年4月1日から適用する。

附 則 (2007年3月31日規約第06-72号)
この規程は、2007年3月31日から施行し、2006年6月30日から適用する。

附 則 (2007年3月31日規約第06-72号)
この規程は、2007年3月31日から施行し、2006年7月1日から適用する。

附 則 (2007年3月31日規約第06-72号)
この規程は、2007年3月31日から施行し、2006年8月31日から適用する。

附 則 (2007年3月31日規約第06-72号)
この規程は、2007年3月31日から施行し、2006年9月30日から適用する。

附 則 (2007年3月31日規約第06-72号)
この規程は、2007年3月31日から施行し、2006年10月1日から適用する。

附 則 (2007年3月31日規約第06-72号)
この規程は、2007年3月31日から施行し、2006年11月30日から適用する。

附 則 (2007年3月31日規約第06-72号)
この規程は、2007年3月31日から施行し、2006年12月1日から適用する。

附 則 (2007年3月31日規約第06-72号)
この規程は、2007年3月31日から施行する。

附 則 (2007年3月31日規約第06-72号)
この規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則 (2007年6月8日規約第07-17号)
この規程は、2007年6月8日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (2007年6月8日規約第07-17号)
この規程は、2007年6月8日から施行し、同年5月17日から適用する。

附 則 (2007年8月22日規約第07-33号)
この規程は、2007年6月30日から施行する。

附 則 (2007年8月22日規約第07-33号)
この規程は、2007年10月1日から施行する。

附 則 (2007年9月28日規約第07-46号)
この規程は、2007年10月1日から施行する。

附 則 (2008年3月12日規約第07-99号)
この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則 (2008年11月25日規約第08-42号)
この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則 (2008年11月25日規約第08-42号)
この規程は、2008年10月1日から施行する。

附 則 (2009年1月6日規約第08-48号)
この規程は、2008年9月30日から施行する。

附 則 (2009年3月18日規約第08-74号)
この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則 [整理] (2009年3月31日規約第08-86号の2)
この規則は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2009年10月2日規約第09-39号)
この規程は、2009年10月1日から施行する。

附 則 (2009年11月18日規約第09-55号)
この規程は、2009年11月18日から施行し、2007年7月1日から適用する。

附 則 (2009年11月18日規約第09-55号)
この規程は、2009年11月18日から施行し、2008年4月1日から適用する。

附 則 (2009年11月18日規約第09-55号)
この規程は、2009年11月18日から施行し、2009年10月1日から適用する。

附 則 (2009年12月25日規約第09-75号)
この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則 (2010年1月7日規約第09-84号)
この規程は、2010年1月7日から施行し、2009年6月1日から適用する。

附 則 (2010年1月7日規約第09-84号)
この規程は、2010年1月7日から施行し、2009年10月1日から適用する。

附 則 (2010年1月7日規約第09-84号)
この規程は、2010年1月7日から施行し、2009年11月9日から適用する。

附 則 (2010年3月3日規約第09-104号)
この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則 (2010年3月30日規約第09-116号)
この規程は、2010年3月30日から施行し、2009年10月1日から適用する。

附 則 (2010年3月30日規約第09-116号)
この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則 (2010年3月31日規約第09—123号)

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則 (2010年4月28日規約第10—9号)

この規程は、2010年5月1日から施行する。

附 則 (2010年7月7日規約第10—24号)

この規程は、2010年7月1日から施行する。

附 則 (2010年10月1日規約第10—45号)

この規程は、2010年10月1日から施行し、2010年6月1日から適用する。ただし改正後の早稲田大学プロジェクト研究所規程第8条の規定は、2009年4月1日から適用する。

附 則 (2010年10月1日規約第10—45号)

この規程は、2010年10月1日から施行する。

附 則 (2011年3月4日規約第10—95号)

この規程は、2011年3月4日から施行し、2010年12月1日から適用する。

附 則 (2011年3月4日規約第10—95号)

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則 (2011年3月23日規約第10—108号)

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則 (2011年4月25日規約第11—4号)

この規程は、2011年4月25日から施行し、第1条の規定は、2009年4月1日から、第2条の規定は、2010年4月1日から、第3条の規定は、2010年9月21日から適用する。

附 則 [整理] (2011年5月12日規約第11—5号の1)

この規程は、2011年5月12日から施行する。

附 則 (2011年8月24日規約第11—24号)

この規程は、2011年8月24日から施行し、第1条の規定は、2011年6月1日から、第2条の規定は、2011年7月22日から適用する。

附 則 (2011年8月24日規約第11—25号)

この規程は、2011年10月1日から施行する。

附 則 (2011年10月10日規約第11—30号)

この規程は、2011年10月10日から施行し、第1条の規定は2009年4月1日から、第2条の規定は2010年4月1日から、第3条の規定は2010年10月1日から、第4条の規定は2010年12月1日から、第5条の規定は2011年4月1日から適用する。

附 則 (2011年10月26日規約第11—32号)

この規程は、2011年10月26日から施行し、2011年6月1日から適用する。

附 則 (2011年11月22日規約第11—40号)

この規程は、2011年11月22日から施行し、2011年10月1日から適用する。

附 則 (2011年11月29日規約第11—43号)

この規程は、2011年11月29日から施行し、2011年10月1日から適用する。

附 則 (2012年2月13日規約第11—61号)

この規程は、2012年2月13日から施行し、第1条の規定は2011年10月1日から、第2条中、日米研究所およびグローバル・ヘルス研究所に関する規定は2008年4月1日から、国際教育協力研究所に関する規定は2008年10月1日から、グローバル・ガバナンス研究所に関する規定は2009年4月1日から、アメリカ政治経済研究所に関する規定は2009年10月1日から適用する。

附 則 (2012年3月22日規約第11—74号)

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則 (2012年5月10日規約第12—5号)

この規程は、2012年5月10日から施行し、第1条の規定は2010年6月1日から、第2条の規定は2010年12月1日から適用する。

附 則 (2012年9月14日規約第12—41号)

この規程は、2012年10月1日から施行する。

別表

総合研究機構所管のプロジェクト研究所

地域社会と危機管理研究所
奈良美術研究所
シルクロード調査研究所
朝鮮文化研究所
エジプト学研究所
比較考古学研究所
総合政策科学研究所
情報教育研究所
水稻文化研究所
中国語教育総合研究所
消費者金融サービス研究所
ホスピタリティ研究所
北欧研究所
東アジア法研究所
先史考古学研究所
先端生産システム研究所
スポーツビジネス研究所
中華経済研究所
臨床法学教育研究所
教師教育研究所
地域自然環境研究所
電子政府・自治体研究所
マーケティング研究所
国際言語文化研究所
メディア研究所
会計研究所
日本自動車部品産業研究所
ことばの科学研究所
イスラム科学研究所
エルダリー・ヘルス研究所
平和学研究所
メディア文化研究所
スポーツ文化研究所
成年後見法制研究所
ユビキタスヘルスリサーチ研究所
マニフェスト研究所
バランスト・スコアカード研究所
マーケティング・コミュニケーション研究所
コンテンツ・プロデュース研究所
国際戦略研究所
建築学研究所
保険研究所
交域哲学研究所
ヒューマノイド研究所
ジェンダー研究所

複雑系高等学術研究所
都市・地域研究所
ユネスコ世界遺産研究所
WABOT—HOUSE研究所
デジタル・ソサエティ研究所
文化遺産・芸術工学研究所
グローバル生産・物流コラボレート研究所
ヒューマンリソース研究所
アミューズメント総合研究所
イノベーションデザイン研究所
紛争交渉研究所
公共政策研究所
中国ビジネス研究所
遠隔教育・テスト理論研究所
アジア太平洋サイバー犯罪・インターネットセキュリティ研究所
次世代e-Learning総合研究所
セキュアリーガル・デジタル流通研究所
CCDL研究所
ワイヤレス通信応用研究所
参加のデザイン研究所
日本宗教文化研究所
多民族・多世代社会研究所
公共政策研究所
日本古典籍研究所
メディアデザイン研究所
システム競争力研究所
IT戦略研究所
先端メディア研究所
パブリックサービス研究所
社会安全政策研究所
スポーツ産業研究所
感性領域総合研究所
ビジネス・テクニカル・コミュニケーション研究所
意思決定研究所
国際不動産研究所
ジャーナリズム教育研究所
海法研究所
公共交通安心安全対策研究所
オーストラリア研究所
資源戦略研究所
中東総合研究所
トップアスリート研究所
文化社会研究所
ケミカルバイオロジー研究所
社会シミュレーション研究所
中国古籍文化研究所
ライフコースアーカイブ研究所

移民・エスニック文化研究所
ゲームの科学研究所
現代幼児教育研究所
社会連携研究所（RBSL）
学力向上研究所
トランスナショナルHRM研究所
メディア・シティズンシップ研究所
早稲田環境学研究所
総合機械工学もの・こと・ひと研究所
比較成年後見法制研究所
リスク共有型共生社会研究所
スポーツ科学未来研究所
フランス債務法研究所
マーケティング戦略研究所（IMS）
ヨーロッパ中世・ルネサンス研究所
ロシア研究所
地域バイオマス利活用システム研究所
凝縮系物質科学研究所
ワイヤレス通信研究所
オペラ／音楽劇研究所
言語情報研究所
スポーツナレッジ研究所
ニュージーランド研究所
中央ユーラシア歴史文化研究所
中国現代文化研究所
発育発達研究所
臨床死生学研究所
次世代科学技術経済分析研究所
保険規制問題研究所
ラグジュアリー・ブランディング研究所
中部地域産業振興研究所
環境と貿易研究所

ナノ理工学研究機構所管のプロジェクト研究所

ナノテクノロジー研究所
ナノプロセス研究所
実践的ナノ化学G-COE研究所
自己組織系物理ホリスティック研究所
メソスケール材料研究所
次世代蓄電エネルギー連携研究所

先端科学・健康医療融合研究機構所管のプロジェクト研究所

生命医療工学研究所
規範科学総合研究所

IT研究機構所管のプロジェクト研究所

IT・教育研究所

OSS 研究所
IT バイオ・マイニング 研究所
アンビエント SOC 研究所
波動コミュニケーション 研究所
セキュリティ・セイフティ 研究所

アジア研究機構所管のプロジェクト研究所

アジア 研究所
日韓 グローバル 研究所
琉球・沖縄 研究所
長江流域文化 研究所
台湾 研究所
現代中国 研究所
AHC 研究所
アジア平和 研究所
アジア北米 研究所
日越マルチメディア 研究所
現代中国法 研究所
ソーシャル・ロジスティクス 研究所
東アジア国際関係 研究所

日米研究機構所管のプロジェクト研究所

日米 研究所
グローバル・ヘルス 研究所
グローバル・サステナビリティ 研究所
国際教育協力 研究所
グローバル・ガバナンス 研究所
アメリカ政治経済 研究所
実験経営学 研究所

イスラーム地域研究機構所管のプロジェクト研究所

イスラーム地域 研究所

日欧研究機構所管のプロジェクト研究所

アイルランド 研究所
イタリア 研究所
ヨーロッパ文明史 研究所
EU 研究所
ヨーロッパ言語教育 研究所
日欧比較基本権理論 研究所
欧州バイオメディカルサイエンス 研究所
ヨーロッパ民俗 研究所
イギリス社会 研究所
ドイツ社会 研究所
日欧交流史 研究所

重点領域研究機構所管のプロジェクト研究所

国際日本文学・文化研究所
20世紀メディア研究所
消費者行動研究所
比較法学総合研究所
現代日本社会システム研究所
知的財産拠点形成研究所
先進グリッド技術研究所
応用脳科学研究所
アジア・サービス・ビジネス研究所
東アジア「仏教」文明研究所
アジア・ムスリム研究所
非線形偏微分方程式研究所
光科学研究所
宇宙科学観測システム研究所
産業エコロジー研究所
グリーンデバイス研究所
環境調和電気電子材料研究所
循環型環境経済共創システム研究所
東日本大震災復興研究拠点・複合災害研究所
東日本大震災復興研究拠点・自然文化安全都市研究所
東日本大震災復興研究拠点・先端環境医工学研究所
早稲田バイオサイエンスシンガポール研究所

グリーン・コンピューティング・システム研究機構所管のプロジェクト研究所

グローバルソフトウェアエンジニアリング研究所
アドバンストマルチコアプロセッサ研究所
知覚情報システム研究所
グローバルロボットアカデミア研究所